平成２２年（フ）第５３７号
岩手県陸前高田市高田町字中和野124番地19、旧住所盛岡市みたけ４丁目36番25号　デフィ・明朝舎103号
債務者　紺野　　瞬
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５５０号
盛岡市津志田中央３丁目２番28号　兼平荘２号
債務者　千坂しのぶ
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５５２号
盛岡市下ノ橋町２番25号、旧住所東京都小平市小川西町２丁目27番２号
債務者　星川　義雄
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４４８号
新潟市中央区古町通13番町2809番地２　エクセスＴＡＫＥ４Ｆ、前住所新潟市西区五十嵐中島２丁目８番12号
債務者　白瀬　優一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７５号
香川県さぬき市志度1915番地11
債務者　森　　洋一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２７６号
香川県さぬき市志度1915番地11
債務者　森　　保枝（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１００号
香川県坂出市八幡町１丁目２番６号
債務者　中川　景子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１０４号
香川県丸亀市新田町２番地　太陽アパート５号
債務者　宮川　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第３７９号
長崎県長崎市末石町370番地４
債務者　岩﨑　文子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
長崎県長崎市西北町38番２号　丸尾アパート１Ｆ左
債務者　近藤　久子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１３号
長崎県長崎市下町２番７号　エトワール石橋302号
債務者　三好　雄一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
長崎県長崎市油木町13番８号　アネックスティンカーベル304
債務者　山内麻理子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
長崎県長崎市大浦町４番10―303号、旧住所長崎県長崎市三川町800番地１深堀アパート
債務者　嵩下　正樹
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
長崎県大村市原口町873番地２、前住所長崎県大村市協和町1732番地３
債務者　津田　博文
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
長崎県大村市原口町873番地２
債務者　津田　秀子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
長崎県諫早市多良見町シーサイド20番地62
債務者　藤　　寛之
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
長崎県大村市松並２丁目1157番地11、前住所長崎県大村市西大村本町764番地サン荘206号室
債務者　川嶋　清一（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係